

「なまこ漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間（案）」に
対する意見と県の考え方

千葉県農林水産部水産局水産課
漁船漁業班

1 パブリックコメント実施期間 令和7年8月22日(金)～9月22日(月)

2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（1件）

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

御意見の概要	県の考え方
(1)制限措置の内容のうち許可をすべき漁業者の数について	
「許可をすべき漁業者の数」が適正か判断するため、地区ごとに前年度等との比較を示した方がよい。	御指摘の点については、今後、意見募集を行う際の参考にさせていただきます。